

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その18～

遺言書が残されていた場合に期待される効果 その4（後継者の議決権確保）

● 未分割の株式の議決権行使

以下のA社のような株主構成の場合、被相続人が考える後継者以外の者が経営権を握ることになるかもしれません。

【A社の概要】

- ① 発行済株式総数 1,000 株（すべて普通株式で 1 株 1 個の議決権）
 - ② 株主構成 父（被相続人）600 株、長男（後継予定者）400 株
- なお、父の相続人は、長男、二男及び長女の三名。

被相続人である父の遺産分割協議が紛糾し A 社株式の分割協議が調わない場合、未分割状態の株式は準共有状態にあるため、会社法 106 条により、株式についての権利を行使するためには、権利を行使する者を一人定め、その氏名をその会社に通知することが必要で、これをしなければ、その会社がその権利を行使することに同意した場合を除き、その株式についての権利を行使することができません。

この場合、準共有状態にある株式 600 株の議決権の行使について、相続人の 3 人がそれぞれ 1/3 ずつ持分を有していることから、準共有状態にある A 社株式 600 株についてこの 3 人のうち 2 人が合意すれば、過半数をもって議決権を行使する者を選任することができます（平成 9 年 1 月 28 日：最高裁判決）。

そのため、二男及び長女が合意して A 社株式の議決権を行使する者を二男と定め、A 社に通知すれば、二男が 600 株の議決権を行使することができます。その結果、長男が有する議決権数を上回ることになり、二男又は長女が会社の経営権を握ることができます。

これを防止するために、父は長男に対して遺言書で A 社株式を相続させるとしておくことが必要です。

（最高裁：平成 9 年 1 月 28 日判決）

【要旨】

持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。ただし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた規定の趣旨にも反する結果となるからである。

（文責：山本和義）